

週刊 **新社会**

2017年6月号

発行所：新社会党 発行者：岡崎ひろみ  
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階  
TEL 03-6380-9960 FAX 03-6380-9963  
振替 00140-0-149727 1ヵ月600円 164円1部150円 41円  
http://www.sinsyakai.or.jp E-mail/honbu@sinsyakai.or.jp

# こんにちは 新社会党

東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階 TEL 03-6380-9960 FAX 03-6380-9963

## 安倍首相は「暴走」から「アベ1強独裁」へ！ 一方的に2020年に改憲を宣言

### 憲法3原則を破壊するアベ流政治手法

憲法施行70年の5月3日、安倍首相は改憲派の集會にビデオメッセージを寄せました。「自民党総裁として、憲法改正に向けた基本的な考え」として「オリンピック・パラリンピックで日本が生まれ変わる2020年に憲法9条に3項を加え、自衛隊の存在を明文化する」と発言しました。

余りにもストレートな発言に自民党も動揺しましたが、さっそく「アベ1強独裁」に従う自民党は、その意を受けて5月24日に自民党憲法改正推進本部（保岡興治本部長）を開き、安倍首相の意を汲んだ党三役全員をはじめ幹部を補充。年内にも「アベ改憲草案」をまとめる予定です。

憲法無視の「アベ1強独裁」と2020年の「アベ改憲」は絶対に許せません。

5月3日の「アベ改憲」発言は「自民1強」から「アベ1強」へ、安倍首相の「暴走」が「独裁」に変質したものです。改憲派の中でも安倍首相の発言は自民党すら無視し、改憲派の議論と無関係な独りよがりの発言であり、その独裁性が際立っています。

#### 自民改憲案も無視 別の改憲案と改憲期日を宣言

第一に自民党の2012年の改憲草案をも逸脱するものです。自民党の9条改憲案は2項に「国防軍」を加え、その規定を明記していますが、自民党総裁がこれを全く無視しました。災害救助で肯定されている自衛隊を明記す

る方が得策と考えたのでしょうか。

安倍首相の発言は自民党総裁としても党内合意を無視した独断的発言です。また、この提起は改憲期日を2020年に区切るもので、絶対に認められません。

#### 憲法審査会も無視 自民党の審議委員も違和感

第二に衆議院憲法審査会が開かれています。この場での憲法に関する議論や経過を一切考慮していません。安倍首相の意を受けた自民党は「アベ改憲案」を年内にまとめ、これを基に憲法審査会の審議を2020年に改憲施行させるよう、強引な運営が予想されます。

#### オリンピック憲章も無視 2020オリンピックの政治利用

第三に、オリンピック憲章は「いかなる種類の政治的、宗教的もしくは人種的な宣伝活動は認められない。」とされていますが、東京オリンピック・パラリンピックを政治利用した発言です。かつてのナチスと同じ政治手法です。

#### 憲法擁護義務も無視 改憲の先頭に立ち旗を振る

第四に、憲法99条の憲法擁護義務違反です。現役の総理大臣が改憲の旗振り役と化した、とんでもない事態です。

それにしても「安倍1強独裁」への自民党議員の従属と劣化はひどいものです。議員は「賛成マシン」と化し、職責の自覚も社会常識もない大臣を並べています。「森友・加計」問題では官僚の口封じと統制で逃げ切りを謀ります。

そして今、「共謀罪」法案で国民の基本的な人権や抵抗権を奪おうとしています。

立憲野党と私たちは東になり、「安倍1強独裁」の政治にストップをかけましょう。

# “分からない”ではすまされない

## あなたもいつか「共謀罪」

### 共謀罪は廃案へ!

共謀罪法案(組織犯罪処罰法改正案)はわずかな修正を加え、5月23日に衆議院本会議で自公与党と日本維新の会により強行採決されました。法案は参議院の審議に回されました。与党と日本維新の会は、国会会期末の6月18日を延長し、何としても参議院で法案の強行突破を謀ろうとしています。

でもこの法案は様々な問題点が山積したままです。政府自身も答弁ができず、世論調査でも「審議不十分」が多数を占める中、いい加減で、危険な法案は絶対に廃案にしましょう。

#### 法案の制定理由がない あるのは国民監視と人権抑圧

共謀罪法案は制定の根拠がなく、そのうえ問題点が多岐にわたります。

① 法案制定の理由が「国連越境組織犯罪防止条約」批准といいますが、しかし国連はマフィアなどの資金洗浄や資金の根絶を求めた条約の批准を求めています。日本は13ある国連テロ対策条約は批准済みです。ましてや277の犯罪の対象に拡大する根拠は全くありません。

② 2020年オリンピック・パラリンピックのテロ対策といいますが、しかし、今ある処罰法で十分可能です。国際テロは刑罰の強化のみに頼ることなく、外交努力を積み重ねることこそテロ防止策です。

③ 現行刑法の基本原則は犯罪が現に行われたことに対する処罰です。

共謀罪は277の犯罪が行われる前に事前の「準備行為」として拘束し処罰します。刑法の土台を根底から崩すものです。

④ 277の犯罪の共謀を立証するために、「監視」「盗聴」「密告」などが日常的に行われます。警察はやりたい放題。プライバシー侵害は日常茶飯事となります。

⑤ どの団体や個人が何を考え、どんな活動をするかは自由です。憲法が「思想及び良心の自由」、「集会結社及び言論の自由」を保障しているからです。共謀罪はこれに踏み込み、侵します。

⑥ 共謀罪は厳密な規定がなく、適用判断は捜査当局に委ねられています。時の政権や行政にとつて不都合で邪魔と判断された団体や個人に恣意的に摘要し、一網打尽に処罰できる

もので、問題点だらけの法案です。

#### 審議不十分、疑問だらけ? それでもやるのか、法案採決

「共謀罪法案」が衆議院で強行可決された直後の世論調査では、朝日新聞は「審議不十分」が60%、国民の理解は「深まっていない」が73%。また共同通信社も同じような結果です。

国民がわからない状態のまま、またこれまでの国会審議では答弁ごとに内容が変化し、法務省も「説明できない」法案です。また左の図の「9つの論点」は未だ説明できていません。こんな法案は絶対に廃止しなければなりません。

9つの論点 「組織的犯罪集団」を巡る 金田勝年法相の答弁 (東京新聞5月30日朝刊より)	① 計画段階の捜査で人権侵害の恐れ	*環境保護や人権保護を標榜(ひょうぼう)していたとしても、それが隠れみので、実態は結合関係の基礎としての共同の目的が一定の重大犯罪等を実行することにある団体と認められる場合は、組織的犯罪集団と認められ、構成員はテロ等準備罪で処罰されることになる (5月29日参院本会議)
	② 何が「合意」に当たるのか	
	③ 何が「準備行為」に当たるのか	
	④ 何が「組織的犯罪集団」に当たるのか	*自然環境や景観の保護などを主張する団体は、結合関係の基礎としての共同の目的が、正当な目的にあるものと考えられ、重大な犯罪等を実行することにあるとは考えられないから、組織的犯罪集団に当たるとは、座り込みを計画してもテロ等準備罪の処罰対象になることはない (4月6日衆院本会議)
	⑤ 冤罪(えんざい)、誤認逮捕の恐れ	
	⑥ なぜ対象犯罪が277なのか	
	⑦ テロを防止できるか	
	⑧ 国際組織犯罪防止条約はテロを対象にしているのか	
	⑨ 共謀罪なしで条約締結できないのか	